

令和8年議案第17号

江南市教育委員会の後援名義の使用に関する要綱の一部改正について

江南市教育委員会の後援名義の使用に関する要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月13日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、入場料等を徴収する行事や新規の団体からの申請が増加傾向にあるため、審査基準を明確にすることに伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市教育委員会の後援名義の使用に関する要綱の一部を改正する要綱（案）

江南市教育委員会の後援名義の使用に関する要綱（昭和54年2月1日施行）の一部を次のように改正する。

第4条第1号イを次のように改める。

イ 営利を主たる目的としないものであり、入場料その他の費用を徴する場合は、その額が事業に要する経費を勘案して適当であるもの

第4条第3号に次のように加える。

オ 主催者に事業遂行能力及び責任能力があると判断されるもの

第6条第1項中「ときは」の次に「、江南市教育委員会後援名義使用事業変更届出書（様式第4）により」を加える。

第7条第1項中「様式第4」を「様式第5」に改める。

第8条中「様式第5」を「様式第6」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（免責事項）

第10条 後援名義の使用を承認した事業において生じたいかなる損害についても、委員会はその責めを負わない。

様式第2中「本事業関係印刷物（要領、パンフレット、チラシ等）を」を「当教育委員会の名義が記載された本事業関係印刷物（要領、パンフレット、チラシ等）の完成物を、配布前に」に改める。

様式第5を次のように改め、同様式を様式第6とする。

様式第6（第8条関係）

江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書

年 月 日

江南市教育委員会

住 所

団 体 名

代表者名

電 話

江南市教育委員会の後援名義の使用の承認を受けた事業の結果は、下記のとおりです。

記

1. 名 称	
2. 目 的	
3. 内 容	
4. 開催日時	
5. 開催場所	
6. 参加人員	

※内容は具体的に記入してください。

入場料、参加料等を徴収した場合は、収支報告書を添付すること。

収支報告書

収 入	支 出

様式第 4 を様式第 5 とし、様式第 3 の次に次の 1 様式を加える。
様式第 4 (第 6 条関係)

江南市教育委員会後援名義使用事業変更届出書

年 月 日

江南市教育委員会

住 所
団 体 名
代表者名
電 話

年 月 日付で承認のありました事業の内容について、変更がありますので下記のとおり届け出ます。

記

事 業 名		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

江南市教育委員会の後援名義の使用に関する要綱の一部を改正する要綱（案）
の新旧対照表

新	旧
<p>(審査基準)</p> <p>第4条 審査の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 目的</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 営利を主たる目的としないものであり、入場料その他の費用を徴する場合は、その額が事業に要する経費を勘案して適当であるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主催者</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 主催者に事業遂行能力及び責任能力があると判断されるもの</u></p> <p>(変更)</p>	<p>(審査基準)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 料金等から営利的と思われないもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 同左</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(変更)</p>
<p>第6条 前条の規定により承認された申込者(以下「使用者」という。)は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、<u>江南市教育委員会後援名義使用事業変更届出書(様式第4)により、直ちに委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p>第6条 前条の規定により承認された申込者(以下「使用者」という。)は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに委員会に届け出なければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(承認の取消し)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(承認の取消し)</p>
<p>第7条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、江南市教育委員会後援名義使用承認取消通知書(<u>様式第5</u>)により、当該</p>	<p>第7条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、江南市教育委員会後援名義使用承認取消通知書(<u>様式第4</u>)により、当該</p>

新	旧
<p>使用者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業結果報告)</p> <p>第 8 条 使用者は、後援名義の使用を承認された事業が終了したときは、2 週間以内に江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書(様式第 6)を委員会へ提出しなければならない。</p> <p><u>(免責事項)</u></p> <p><u>第 10 条 委員会は団体及び第三者に対して、後援名義使用許可の事業に係る損害賠償そのほかのいかなる責も負わない。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第 11 条</u> (略)</p>	<p>使用者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業結果報告)</p> <p>第 8 条 使用者は、後援名義の使用を承認された事業が終了したときは、2 週間以内に江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書(様式第 5)を委員会へ提出しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第 10 条</u> (略)</p>

新

様式第2(第5条関係)

江南市教育委員会後援名義使用承認通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会

年 月 日付で申込みのありました の
後援名義の使用について、下記の条件を付けて承認します。

記

- 1 この承認は、本事業のみとします。
- 2 申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当教育委員会に届け出ること。
届け出せずに変更実施される場合は、この承認を取り消すことがあります。
- 3 当教育委員会の名義が記載された本事業関係印刷物（要領、パンフレット、チラシ等）の完成物を、配布前に当教育委員会へ提出すること。
- 4 本事業終了後、2週間以内に別紙「江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書」を当教育委員会に提出すること。なお、提出のない場合、次回からの後援名義使用承認申込書を受理しない場合があります。

旧

様式第2(第5条関係)

江南市教育委員会後援名義使用承認通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会

年 月 日付けで申込みのありました の
後援名義の使用について、下記の条件を付けて承認します。

記

- 1 この承認は、本事業のみとします。
- 2 申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当教育委員会に届け出ること。
届け出せずに変更実施される場合は、この承認を取り消すことがあります。
- 3 本事業関係印刷物（要領、パンフレット、チラシ等）を当教育委員会へ提出すること。
- 4 本事業終了後、2週間以内に別紙「江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書」を当教育委員会に提出すること。なお、提出のない場合、次回からの後援名義使用承認申込書を受理しない場合があります。

新

様式第4(第6条関係)

江南市教育委員会後援名義使用事業変更届出書

年 月 日

江南市教育委員会

住所

団体名

代表者名

電話

年 月 日付で承認のありました事業の内容について、変更がありますので下記のとおり届け出ます。

記

事業名		
変更事項	変更前	変更後
変更理由		

新

様式第5(第7条関係) (略)

様式第6(第8条関係)

江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書

年 月 日

江南市教育委員会

住 所

団 体 名

代表者名

電 話

江南市教育委員会の後援名義の使用の承認を受けた事業の結果は、下記のとおりです。

記

1 名 称	
2 目 的	
3 内 容	
4 開 催 日 時	
5 開 催 場 所	
6 参 加 人 員	

※ 内容は具体的に記入してください。

入場料、参加料等を徴収した場合は、収支報告書を添付すること。

収支報告書

収 入	支 出

旧

様式第4(第7条関係) (略)

様式第5(第8条関係)

江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書

年 月 日

江南市教育委員会

住 所

団 体 名

代表者名

電 話

江南市教育委員会の後援名義の使用の承認を受けた事業の結果は、下記のとおりです。

記

1 名 称	
2 目 的	
3 内 容	
4 開 催 日 時	
5 開 催 場 所	
6 参 加 人 員	

※ 内容は具体的に記入してください。

○江南市教育委員会の後援名義の使用に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、教育、学術、文化及びスポーツ等に関する事業（以下「事業」という。）のうち、適正な振興が図られるものに対する江南市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援名義の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（申込み）

第2条 委員会の後援名義を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、江南市教育委員会後援名義使用承認申込書（様式第1。以下「申込書」という。）に、委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に申し込まなければならない。

（審査）

第3条 委員会は、申込書を受理したときは、次条に定める基準により審査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、後援名義の使用承認実績のある申込みについては、教育長が審査を行うことができる。

3 教育長は、前項の規定により審査を行った場合は、その結果を委員会に報告しなければならない。

（審査基準）

第4条 審査の基準は、次のとおりとする。

（1）目的

ア 政治的、宗教的又は商業的な宣伝を意図しないもの

イ 営利を主たる目的としないものであり、入場料その他の費用を徴する場合は、その額が事業に要する経費を勘案して適当であるもの

（2）内容

ア 教育上の見地から、児童及び生徒に対して有意義なもの

イ 市民の教養を高め、社会教育の向上に資するもの

（3）主催者

ア 特定の政治団体又は宗教団体に関係しないもの

イ 特定の政治団体若しくは宗教団体又はそれらに準じる組織の後援等を受けていないもの

ウ 江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有す

る者でないもの

エ 法人であって、その役員又は従業員のうちに江南市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者でないもの

オ 主催者に事業遂行能力及び責任能力があると判断されるもの

(通知)

第5条 審査の結果、適当と認めたものにあつては江南市教育委員会後援名義使用承認通知書(様式第2)により、不適当と認めたものにあつては江南市教育委員会後援名義使用不承認通知書(様式第3)により、申込者に通知するものとする。

(変更)

第6条 前条の規定により承認された申込者(以下「使用者」という。)は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、江南市教育委員会後援名義使用事業変更届出書(様式第4)により、直ちに委員会に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、江南市教育委員会後援名義使用承認取消通知書(様式第5)により、当該使用者に通知するものとする。

(1) 前条の規定による届出をしないとき。

(2) 第4条の基準に該当しないことが判明したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が承認を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定による承認の取消しによって使用者に損害が生ずることがあつても、委員会はその責めを負わない。

(事業結果報告)

第8条 使用者は、後援名義の使用を承認された事業が終了したときは、2週間以内に江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書(様式第6)を委員会へ提出しなければならない。

(事務の担当)

第9条 承認等に係る事務は、当該承認等に係る事業の趣旨に最も密接に関連する事務を分掌する課が担当する。

(免責事項)

第10条 後援名義の使用を承認した事業において生じたいかなる損害についても、

委員会はその責めを負わない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用について必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

江南市教育委員会後援名義使用承認申込書

年 月 日

江南市教育委員会

住 所

団 体 名

代表者名

電 話

下記の事業に対して、江南市教育委員会の後援名義の使用を承認してください。

記

1. 名 称	
2. 目 的	
3. 内 容	
4. 開催日時	
5. 開催場所	
6. 入場料、参加料等	
7. 参加人員	
8. 主催者の経歴	
9. 他の後援 （予定）者名	
10. 過去の主な 後援団体等	

備考 事業の要領、パンフレット、チラシ等を添付すること。

入場料、参加料等を徴収する場合は、事業経費内訳書を添付すること。

事業経費内訳書

収 入	支 出

様式第2（第5条関係）

江南市教育委員会後援名義使用承認通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会

年 月 日付で申込みのありました の後援名義の使用については、下記の条件を付けて承認します。

記

- 1 この承認は、本事業のみとします。
- 2 申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当教育委員会に届け出ること。届け出せずに変更実施される場合は、この承認を取り消すことがあります。
- 3 当教育委員会の名義が記載された本事業関係印刷物（要領、パンフレット、チラシ等）の完成物を、配布前に当教育委員会へ提出すること。
- 4 本事業終了後、2週間以内に別紙「江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書」を当教育委員会に提出すること。なお、提出のない場合、次回からの後援名義使用承認申込書は受理しない場合があります。

様式第3（第5条関係）

江南市教育委員会後援名義使用不承認通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会

年 月 日付けで申込みのありました の後援名義の使用に
ついては、下記の理由により承認しません。

記

不承認の理由

様式第4（第6条関係）

江南市教育委員会後援名義使用事業変更届出書

年 月 日

江南市教育委員会

住 所

団 体 名

代表者名

電 話

年 月 日付で承認のありました事業の内容について、変更がありますので下記のとおり届け出ます。

記

事 業 名		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		

様式第5（第7条関係）

江南市教育委員会後援名義使用承認取消通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会

年 月 日付けで申込みのありました の後援名義の使用に
ついては、下記の理由により取り消します。

記

取消しの理由

様式第6（第8条関係）

江南市教育委員会後援名義使用事業結果報告書

年 月 日

江南市教育委員会

住 所

団 体 名

代表者名

電 話

江南市教育委員会の後援名義の使用の承認を受けた事業の結果は、下記のとおりです。

記

1. 名 称	
2. 目 的	
3. 内 容	
4. 開催日時	
5. 開催場所	
6. 参加人員	

※内容は具体的に記入してください。

入場料、参加料等を徴収した場合は、収支報告書を添付すること。

収支報告書

収 入	支 出

令和8年議案第18号

江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱の一部改正について

江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月13日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市における部活動の地域展開の推進に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（案）

江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱(令和5年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

題名中「運動部活動」を「部活動」に改める。

第1条中「における運動部活動」を「における部活動」に、「江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会」を「江南市部活動の地域展開に関する推進委員会」に改める。

第2条第1号中「運動部活動」を「部活動」に改める。

第3条第1項中「10人」を「15人」に改め、同条第2項第1号中「スポーツ団体」を「スポーツ・文化団体」に改める。

第7条第3項中「スポーツ団体」を「スポーツ・文化団体」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（案）の新旧対照表

新	旧
江南市 <u>部活動</u> の地域展開に関する推進委員会設置要綱 (設置)	江南市 <u>運動部活動</u> の地域展開に関する推進委員会設置要綱 (設置)
第1条 江南市における <u>部活動</u> の地域展開の推進に関し必要な事項を協議するため、 <u>江南市部活動の地域展開に関する推進委員会</u> （以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)	第1条 江南市における <u>運動部活動</u> の地域展開の推進に関し必要な事項を協議するため、 <u>江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会</u> （以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)
第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、その結果を教育委員会へ報告する。 (1) 江南市の <u>部活動</u> の地域展開の推進に関する事項 (2) (略) (組織)	第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、その結果を教育委員会へ報告する。 (1) 江南市の <u>運動部活動</u> の地域展開の推進に関する事項 (2) (略) (組織)
第3条 委員会は、委員 <u>15人</u> 以内をもって組織する。	第3条 委員会は、委員 <u>10人</u> 以内をもって組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) <u>スポーツ・文化団体関係者</u> (2)～(4) (略) (実行部会)	2 同左 (1) <u>スポーツ団体関係者</u> (2)～(4) (略) (実行部会)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 部会は、教育委員会の教育・行政機関関係者及び <u>スポーツ・文化団体</u> 関係者で組織する。	3 部会は、教育委員会の教育・行政機関関係者及び <u>スポーツ団体</u> 関係者で組織する。

新	旧
4~6 (略)	4~6 (略)

江南市部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 江南市における部活動の地域展開の推進に関し必要な事項を協議するため、江南市部活動の地域展開に関する推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、その結果を教育委員会へ報告する。

- （1）江南市の部活動の地域展開の推進に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1）スポーツ・文化団体関係者
- （2）PTA等保護者関係者
- （3）教育・行政機関関係者
- （4）学識経験を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、この要綱の施行の日以後最初に開催する会議については、教育長が招集するものとする。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面をもって委任した者は出席とみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見

を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(実行部会)

第7条 委員会に、実行部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、第2条に規定する事項の調査及び検討並びに計画の素案を作成する。

3 部会は、教育委員会の教育・行政機関関係者及びスポーツ・文化団体関係者で組織する。

4 部会長は、教育部長をもって充てる。

5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の会議を総理する。

6 部会長は、部会の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(報告)

第8条 委員会は、会議の内容並びに調査及び検討した事項を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年議案第19号

江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部改正について

江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部を改正する要領を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月13日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市における部活動の地域展開の推進に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部を改正する要領（案）

江南市地域クラブ活動試行実施要領（令和7年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「スポーツ環境」を「スポーツ・文化環境」に、「令和8年」を「令和8年度」に改める。

第2条第1項中「江南市立中学校5校」を「江南市内在住の中学生」に、「スポーツ活動」を「スポーツ・文化活動」に改め、同条第2項中「1種目」を「1クラブ」に改める。

第3条中「江南市立中学校に在籍する生徒」を「江南市内在住の中学生」に改める。

第6条中「実施種目毎」を「クラブ毎」に改める。

第9条第1項中「実施種目毎」を「クラブ毎」に、「公共のスポーツ施設」を「公共施設」に改める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部を改正する要領（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、生徒にとって望ましい<u>スポーツ・文化環境</u>及び学校の働き方改革の実現に向けて、地域クラブ活動の試行実施を行い、<u>令和8年度2学期</u>から休日の部活動を段階的に地域展開していくことを目的とする。</p> <p>(活動内容及び時期)</p> <p>第2条 活動内容は、<u>江南市内在住の中学生</u>が合同で行う<u>スポーツ・文化活動</u>とする。</p> <p>2 活動時間は、<u>1クラブ</u>月2回を原則とし、1回3時間程度とする。</p> <p>(参加対象者)</p> <p>第3条 地域クラブ活動への参加対象者は、<u>江南市内在住の中学生</u>とする。</p> <p>(参加料)</p> <p>第6条 参加者は、原則として参加1回あたり500円の参加料及び<u>クラブ毎</u>に要する経費を負担し、教育委員会の定める方法により納付するものとする。</p> <p>(活動場所及び移動)</p> <p>第9条 地域クラブ活動の活動場所は、<u>クラブ毎</u>に定め、原則として、市内中学校とする。ただし、学校行事等により、中学校での活動場所の確保が困難な場合に限り、<u>公共施設</u>の利用を許可する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、生徒にとって望ましい<u>スポーツ環境</u>及び学校の働き方改革の実現に向けて、地域クラブ活動の試行実施を行い、<u>令和8年2学期</u>から休日の部活動を段階的に地域展開していくことを目的とする。</p> <p>(活動内容及び時期)</p> <p>第2条 活動内容は、<u>江南市立中学校5校</u>が合同で行う<u>スポーツ活動</u>とする。</p> <p>2 活動時間は、<u>1種目</u>月2回を原則とし、1回3時間程度とする。</p> <p>(参加対象者)</p> <p>第3条 地域クラブ活動への参加対象者は、<u>江南市立中学校に在籍する生徒</u>とする。</p> <p>(参加料)</p> <p>第6条 参加者は、原則として参加1回あたり500円の参加料及び<u>実施種目毎</u>に要する経費を負担し、教育委員会の定める方法により納付するものとする。</p> <p>(活動場所及び移動)</p> <p>第9条 地域クラブ活動の活動場所は、<u>実施種目毎</u>に定め、原則として、市内中学校とする。ただし、学校行事等により、中学校での活動場所の確保が困難な場合に限り、<u>公共のスポーツ施設</u>の利用を許可する。</p>

新	旧
2 (略)	2 (略)

江南市地域クラブ活動試行実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境及び学校の働き方改革の実現に向けて、地域クラブ活動の試行実施を行い、令和8年度2学期から休日の部活動を段階的に地域展開していくことを目的とする。

（活動内容及び時間）

第2条 活動内容は、江南市内在住の中学生が合同で行うスポーツ・文化活動とする。

2 活動時間は、1クラブ月2回を原則とし、1回3時間程度とする。

（参加対象者）

第3条 地域クラブ活動への参加対象者は、江南市内在住の中学生とする。

（事務局）

第4条 地域クラブ活動の事務局（以下「事務局」という。）は、教育委員会に置く。

（参加手続）

第5条 地域クラブ活動に参加を希望する生徒及びその保護者（以下「参加者」という。）は、教育委員会の定める方法により参加手続を行うものとする。

（参加料）

第6条 参加者は、原則として参加1回あたり500円の参加料及びクラブ毎に要する経費を負担し、教育委員会の定める方法により納付するものとする。

（変更、休会及び退会手続）

第7条 参加者は、氏名、住所、メールアドレス若しくは緊急連絡先に変更が生じたとき、又は地域クラブ活動を休会若しくは退会しようとする場合は、教育委員会の定める方法により速やかに届け出るものとする。

（保険）

第8条 参加する生徒及び指導員等は、すべて災害共済給付制度と同程度のスポーツ保険に加入するものとし、その加入手続は、事務局が一括して行う。

（活動場所及び移動）

第9条 地域クラブ活動の活動場所は、クラブ毎に定め、原則として、市内中学校とする。ただし、学校行事等により、中学校での活動場所の確保が困難な場合に限り、公共施設の利用を許可する。

2 移動については、現地での集合解散を原則とする。

（連絡調整等）

第10条 指導員等及び事務局において、連絡調整会議を開くことができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。